

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：(一財)全日本ろうあ連盟スポーツ委員会]

[記載日：2023年12月5日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき遵守している。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき遵守している。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 当連盟内にあるスポーツ委員会は6名で構成(理事2名、委員4名)。内、女性は2名である。委員会内には技術委員会(13競技から各1名)、医科学委員会(4名)も設置している。それらの各種委員会においても男女適切な割合で配置に努める。	
原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 全日本ろうあ連盟評議員会にて現在の取組み及び今後の取組みについて公表をしている。また、定期的に組織運営に係る委員会を開催し、理事会及び最高決議機関の評議員会の場で基本方針を公表している。	
原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 各種規程を定め、当委員会ホームページで公表している。 ・倫理規定 ・利益相反管理規定	

<ul style="list-style-type: none"> ・反社会勢力への対応に関する規程 ・コンプライアンスチーム規程 ・懲戒処分規程 ・不服申立委員会規程 ・内部通報規程 ・アスリート委員会規程 ・寄付金等取扱規程 ・デフスポーツ・サポーター制度規定 	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>コロナが5類になったことにより、今後の国際大会に向けて、6月と10月に対面で競技スタッフを対象とした説明会を実施し、競技団体の状況把握や意見交換などを行った。</p>	
原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>一般会計、助成金会計などはそれぞれ別々に管理をしている。今後も同様である。</p>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>国庫補助金マニュアルに沿って適正に会計処理をしている。今後も同様である。</p>	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>当団体内で複数の者で会計チェックを行っている。月に1度会計士のチェック、年に1度当連盟監事による監査が行われる。また、評議員に対し、会計は評議員会資料にて公表をしている。今後も同様である。</p>	
原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>連盟の組織概要（現勢、定款、財政など）についてはウェブサイトにて公表をしている。新しい活動状況も随時アップをしていく。今後も同様である。</p>	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>ウェブサイトにて公表をしている。今後も同様である。</p>	
原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の規定があるか（ある場合は</p>	

下欄に記述)	
原則■について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則■について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	